

高校生等

奨学給付金

家計急変

＜家計急変とは＞

保護者等が失職等による収入減などのため、収入状況が急変して高校生等の教育に必要な経費の支出が困難となった場合を指します。ただし、災害などに起因しない定年退職などの場合は対象外となります。

●主な支給要件

1. 家計急変後の保護者等の世帯が、「道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯」であること

・非課税に相当すると認められる世帯の目安

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込(目安)	約 204 万円以下	約 221 万円以下	約 271 万円以下	約 321 万円以下

※世帯員数がこの表に該当しない場合は、学校事務室へお問い合わせください

2. 高等学校等就学支援金などの各支援金の受給資格要件を満たす者であること

3. 保護者等が茨城県に在住していること

4. 基準日に在学していること

令和 8 年 7 月 1 日までに家計が急変した場合は、7 月 1 日が基準日となり、令和 8 年 7 月 2 日以降に家計が急変した場合は、申請のあった月の翌月（ただし、家計急変した日が申請のあった月の初日であるときは、申請のあった月）の 1 日が基準日となります。

5. 高校生等一人につき、各年度 1 回（通算 3 回）の支給回数上限に達していないこと

●高校生 1 人あたりの支給額

※【早期給付・通常給付 支給対象者】家計急変による支給額が、受給額を上回る場合のみ申請できます

① 申請年度の 7 月 1 日までに 家計が急変し、学校が定める日までに申請した世帯の場合（年額）

区分	全日制・定時制
道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額 が非課税に相当すると認められる世帯	143,700円

② 申請年度の 7 月 2 日以降に 家計が急変した世帯 および

申請年度の 7 月 1 日までに 家計が急変し、学校が定める日までに申請がなかった世帯の場合

上表の年額に、申請があった日の属する月の翌月（家計急変した日が申請のあった月の初日であるときは、申請のあった月）から申請年度の 3 月までの月数を乗じて得た額を 12 で除した金額（円未満切捨）

※例… 8 月 1 0 日に家計が急変し、8 月末までに申請した場合の支給額（9 月 1 日が基準日）
（9 月～3 月） → 7 ヶ月間 …… $143,700円 \times 7 / 12 = 83,825円$

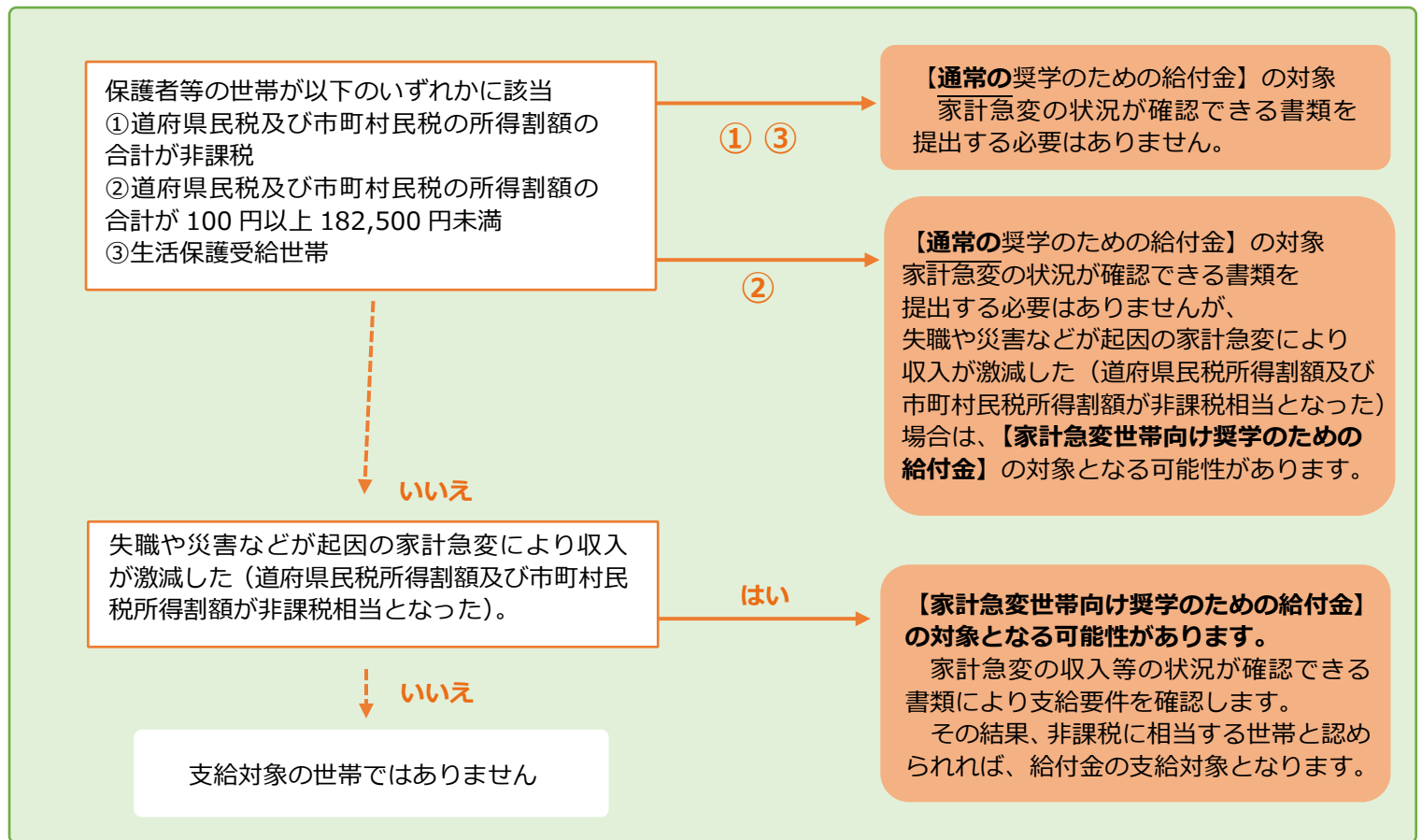
●申請方法等

◎申請方法：支給要件に該当し給付金を希望する方は、牛久高校 事務室までご連絡ください。
申請書をお渡しいたします。

◎支給時期：申請書受付後、2～3 か月程度経過後
（審査状況により前後する可能性があります）

(裏面)

<奨学給付金[家計急変] 確認フローチャート>



●提出書類

家計急変の状況を確認し、家計急変発生後1年間の年収見込みを推計するため、以下のような書類の提出が必要です。

- ① 奨学給付金に係る家計急変状況申出書
- ② 家計急変の発生事由を証明する書類
(例…離職票、雇用保険受給資格証、解雇通知書、破産宣告通知書 等)
- ③ 家計急変前及び家計急変後の収入が確認できる書類
(前収入の確認書類…市町村の課税証明書(扶養親族等の記載があるものが望ましい) 等)
(後収入の確認書類…職場作成の給与支払見込証明書、給与明細書+収入見込申立書 等)
- ④ 世帯構成が確認できる書類
(例…世帯構成誓約書 等)

【注意事項】

- ・上記提出書類のほか、より詳しい状況を確認するため追加の書類提出を求める場合があります。
- ・提出書類の詳細は、牛久高校 事務室までお問い合わせください。
- ・保護者等が茨城県外に在住している場合の申請先などについては、牛久高校 事務室までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

茨城県立牛久高等学校 事務室 TEL : 029-873-6220 (平日 8:25~16:55)